

## 美しい県土づくり推進会議規約

### (設置の目的)

第1条 美しい県土づくりに向けた景観形成の取組みを、県民、事業者、専門家、行政等の多様な主体（以下「団体等」という。）の協働・連携により、全県的かつ継続的に推進するため、「美しい県土づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し活動するものとする。

- (1) 本県の景観を保全、継承するための施策の推進
- (2) 本県の景観を新たに創造するための施策の推進
- (3) 県民の景観意識を育むための施策の推進

### (構成)

第3条 推進会議は、前条の目的に賛同した団体等により構成する。

- 2 推進会議の構成員は別表に掲げる団体等とする。
- 3 具体的な検討を行う組織として、推進会議の中に「美しい県土づくり推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (代表団体)

第4条 推進会議には、代表団体及び事務局を置くものとする。

- 2 代表団体は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 代表団体は山梨県とする。

### (事務局)

第5条 推進会議の事務局は、山梨県県土整備部景観づくり推進室に置く。

- 2 事務局は、推進会議の運営のために必要な事務を処理する。

### (推進会議の総会)

第6条 推進会議の総会（以下「総会」という。）は必要に応じて年1回程度開

催する。ただし、代表団体が必要と認めるときは、その他臨時に開催することができるものとする。

2 総会は次の事項を審議するものとする。

- (1) 活動計画
- (2) 規約の改正
- (3) その他重要な事項

3 総会は代表団体が招集するものとする。

4 総会の議事は代表団体が総務する。

5 代表団体は、必要があると認めるときは、団体等以外の者の出席を求めることができるものとする。

6 総会は、団体等の過半数の出席をもって成立し、出席した団体等の賛同をもって議事を決する。但し、賛同の確認が困難な場合は、半数以上の挙手により総会の議事を決するものとする。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって賛否の意思を示し、又は出席する他の団体等に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (委員会)

第7条 委員会は、推進会議の具体的な検討組織として代表団体が設置し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 推進会議の企画・運営に関すること
- (2) 美しい県土づくりのための施策全般に対する助言に関すること
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと

2 委員会の委員は8名以内とし、景観に関して造詣の深い県内外の有識者等をもって充てるものとする。

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選出し、委員会の会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 7 委員会の議長は委員長をもって充てるものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 9 委員長は特別の事項を調査・検討する必要があるときは、委員会のもとに専門部会を設置することができるものとする。

(情報公開)

- 第8条 推進黨議の運営に支障が生じるおそれのない限り、希望する者に、會議の傍聴や写真撮影等を認めるものとする。
- 2 總會、委員会及び専門部会における會議録を作成した場合は、原則公開するものとするが、発言者の法人名・個人名は記載しないものとする。

(入会・退会手続き)

- 第9条 推進黨議へ入会しようとする者がある場合は、その者の申し出により、委員会が定める基準に基づき事務局がこれを承認し、その旨を直近の總會に報告するものとする。
- 2 推進黨議を退会する場合は、構成員が事務局に申し出ることをもって認め、總會に報告するものとする。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、推進黨議の運営に関し必要な事項は、總會に諮ってこれを定めるものとする。

- 附則 この規約は、平成23年7月11日から施行する。  
 この規約は、平成24年1月30日から施行する。  
 この規約は、平成25年2月1日から施行する。  
 この規約は、平成28年11月16日から施行する。

(参考)

美しい県土づくり推進委員会委員名簿  
 (任期:平成28年1月27日～平成30年1月26日)

氏名 (50音順)	役職等	備考
大山 勲	山梨大学生命環境学部 地域社会システム学科教授	
加藤 幸枝	色彩計画家 武蔵野美術大学非常勤講師	
北村 眞一	山梨大学地域未来創造センター長	委員長
真田 純子	東京工業大学大学院 環境・社会理工学院准教授	
西村 浩	(株)ワークヴィジョンズ 代表取締役	
三森 哲也	勝沼フットパスの会事務局長	